

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。	全部	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、認定を行うことができる単位数の上限を36単位とし、全国展開を行う。併せて、定時制課程においても、通信の方法を用いた教育による単位の修得の認定を行うことを可能とする。	「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」(20文科初第8077号)	平成21年3月31日実施 (措置済)	文部科学省